大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則

（名称及び事務所）

第１条　この会の名称及び事務所は次のとおりとする。

(1)　名称は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会（略称「大館祭典実行委員会」）とする。

(2)　事務所は、大館市中神明町１番５号、宗教法人神明社の斎館内に置く。

２　事務所について、９月１０日から９月１１日までの間は、例祭を指揮する所に会の分所を置くものとする。

３　会の印章及び受付印は、別表第１に定めるところによる。

（目的）

第２条　この会は、大館神明社例祭（以下「例祭」という。）を通じ、ふるさとの伝統行事を伝承し、発展させることを目的とする。

（会員）

第３条　この会は前条の目的に賛同し、かつ例祭において山車または神輿を運行する団体をもって組織する。

２　会の構成員（以下「会員」という。）になろうとするものは、入会申込書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

３　前項の申込書は、受理した後初めて行われる理事会に対し、承認の議決を得たときから会員の資格を有する。

４　会員の資格は、退会届（様式第２号）を会長に提出することにより終了する。

５　会員相互は同等の資格をもつものとする。

（事業）

第４条　この会の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　例祭における山車及び神輿の運行

(2)　関係機関との連絡調整

(3)　宣伝及び広報

(4)　各種講習会

(5)　御神輿巡幸への協力

(6)その他目的達成に必要な事業

（事業部門）

第５条　本会の事業を執行するために次の部門を置く。

部門名	業　務　分　掌
総務部	(1)会議の開催及び運営に関すること（他の部が主催するものを除く。） (2)各団体との交渉に関すること。 (3)各団体との連絡調整に関すること。 (4)各部との交渉並びに連絡調整に関すること。 (5)諸行事の総合調整に関すること。 (6)備品の管理に関すること。 (7)会長の特命事項に関すること。 (8)他の部の分掌に属さないこと。
会計部	(1)現金（金融機関より発行される証券等を含む。）の出納及び保管に関すること。 (2)予算に関すること。 (3)決算に関すること。
企画運行部	(1)山車及び神輿の運行に関すること。 (2)会で主催する例祭関連行事の企画及び進行に関すること。 (3)交通規制に関すること。
宣伝広報部	(1)広報に関すること。 (2)宣伝刊行物の発行に関すること。 (3)協賛金に関すること。 (4)ホームページに関すること。
芸能伝承部	(1)例祭の普及啓蒙に関すること。 (2)囃子及び踊りの講習に関すること。 (3)高校生以下の生徒及び児童の参加に関すること。 (4)例祭参加の心得に関すること。 (5)例祭の歴史に関する資料の収集に関すること。

２　各会員は、その構成するものの中から１名以上選出し、前項に掲げる各部のいずれかに所属させなければならない。

３　理事会の議決により、特別部を置くことができる。

４　特別部は、事業年度内に限り、特定の業務について処理する。

５　各部に部長及び副部長を置く。部長は、部に所属しているものの中から会長が指名し、理事会において承認の議決を必要とする。

(1)　部長は、部を代表し部の業務を総括する。

(2)　副部長は、部に所属しているものの中から部長が指名し、会長の承認を受けるものとする。
(3)　副部長は部長を補佐し、部長が不在の場合は、その職務を代理する。
6　部長及び副部長は、第７条第２項第２号に規定する理事を兼務することができないものとする。
7　会計部長は、第７条第２項第３号に規定する監事を兼務することができないものとする。
8　他の部の業務分掌に係る業務については、協力して処理しなければならない。

（顧問）
第６条　この会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、会長が委嘱する。
3　顧問は、会務に関し、必要に応じて会長に助言することができる。

（役員の権限）
第７条　この会に役員を置く。
2　役員の名称及び権限は次のとおりとする。
(1)　会長　第13条第１項に規定する部長会において、部長・副部長の中から１名選出し、理事会で承認の議決を得て決定する。会長は会を代表し会務を総括する。
(2)　理事　各会員において１名選出し、会員を代表するものとして理事会を組織しその議決に加わる。
(3)　監事　理事会において各会員を構成するものの中から２名選出し、会の会計を監査する。
3　前項第２号により理事となったものは、所属する会員において選出されたことを証明する理事選出証明書（様式第３号）を事務局長に提出しなければならない。
4　前項において、提出がないものは、理事会を組織することができない。
5　理事会に出席すべき理事が、やむを得ず欠席する場合は所属する会員において理事代理者を選出し、臨時的に選出されたことを証明する理事代理者選出証明書（様式第４号）を事務局長に提出しなければならない。
6　監事は、第２項による監査を事業年度につき１回行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

（役員の任期）
第８条　役員の任期は２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。但し、理事の任期については短縮するものを除き、各会員において別段の定めがある場合はこの限りではない。

２　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、理事については各会員において別段の定めがある場合はこの限りではない。

（役員の退任及び解任）

第９条　役員の任期中の自己都合による退任は理事会の承認を得ることとする。

２　役員の解任は、理事会において出席理事の過半数の賛成を必要とする。

（機関）

第 10 条　この会に次の機関を置く。

(1)　理事会

(2)　部長会

（理事会）

第 11 条　理事会は理事をもって構成するこの会の最高議決機関で、過半数以上の出席をもって成立し、別段の定めがない限り会長がこれを招集する。

２　理事会の招集にあたっては、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の 10 日前までに書面をもって通知しなければならない。

３　議事の進行は議長が行う。議長は第 12 条第２項第 1 号に規定する事務局長が行うものとする。

４　議長が不在の場合は、第 12 条第 2 項第 2 号に規定する事務局員が、その職務を代理する。

５　議長は、議事の前に出席理事の中から議事録（様式第５号）を署名するものを指名しなければならない。

６　理事会へ議案を提出しようとするときは、前２項の通知の前に、第 12 条第２項第 1 号に規定する事務局長に提出するものとする。

７　議案は、部長会の決議をもって会長が提出するもののほか、理事３名以上の賛成を得た理事がこれを提出できるものとする。

８　議事は、特に定めのない限り、出席理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

９　議場において、理事席とは別に設けられた、説明または答弁するもののための席についている理事は議決に参加することができない。

10　第 20 条の除名に関する議決の方法は投票用紙（様式第６号）による投票によるものとする。

11　理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1)　当年度の事業に関する事項

(2)　前年度の事業報告

(3)　決算の承認
(4)　予算の審議
(5)　その他理事会での審議を必要とする事項

12　理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後２カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（理事会に関する部門）

第 12 条　理事会に次の部門を置く。

部門名	業　務　分　掌
事務局	(1)　理事会の開催及び運営に関すること。 (2)　議案に関すること。 (3)　議事録の作成に関すること。 (4)　その他理事会に関すること。

２　事務局に局長及び局員を置く。局長及び局員は、会長が各会員を構成するものの中から指名し、理事会において承認の議決を必要とする。

(1)　事務局長は、事務局を代表し事務局の業務を総括する。また、理事会議長の職務を行う。

(2)　事務局員は、局長の命を受けて、事務局の業務を掌る。局長が不在の場合は、その職務を代理する。

３　事務局長及び事務局員は、第７条第２項第２号に規定する理事を兼務することができないものとする。

（部長会）

第 13 条　部長会は、各部長及び副部長、特別部長及び副部長をもって構成する会議で、会長が招集する。

２　部長会は、各部長の当番により主宰する。ただし、特別の事項に関する協議を目的としたときは、その事項を分掌する部長がこれに代わる。

３　部長会において協議する事項は次のとおりとする。

(1)　各部における業務の施行状況
(2)　第５条第５項に関する業務の調整
(3)　部の人事に関する事項
(4)　理事会に提出すべき事項
(5)　その他部長会での協議を必要とする事項

４　部長会において決定した事項は、会長の承認を得なければならない。

（委任）

第 14 条　この会則に定めるもののほか、この会則に関し必要な事項は、規約または理事会の議決において定める。

（会長の職務の代理）

第 15 条　会長が不在で職務の遂行が困難なとき、または会長が欠けたときは、次のとおり職務を代理すべき者を指定する。

(1)　第１順位は、総務部長の職にある者とする。

(2)　第２順位は、企画運行部長の職にある者とする。

(3)　第３順位は、宣伝広報部長の職にある者とする。

(4)　第４順位は、芸能伝承部長の職にある者とする。

(5)　第５順位は、渉外部長の職にある者とする。

２　前項各号に掲げる各部長は、「副会長」を称することができる。

３　前々項により職務を代理することとなったものは、速やかにその旨を会員に通知しなければならない。

４　会長が不在のときにおいて、その代理すべき職務が、各部門の分掌する職務であるときは、前項の順位によらず当該部長が代理できるものとする。

（用語の意義）

第 16 条　この会則及び規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　山車（「やま」と読む。）　人力または動力により曳行するもので、台車と依り代が一体であるものをいう。

(2)　神輿　担ぎ上げまたは車両等により曳行する輿をいう。

(3)　運行　例祭において、山車または神輿を奉納するためにこれを曳行することをいう。

（運行の届出）

第 17 条　運行する会員は、道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）に基づく道路使用について、あらかじめ必要書類を添えて警察署長に申請し、許可を受けなければならない。

２　前項の必要書類は、規約に定める。

（安全対策）

第 18 条　運行における安全対策は、規約に定める。

（指揮及び副指揮並びに分所事務員）

第19条　第１条第２項に定める分所に次に掲げるものを置く。

名　称	職　務　権　限
総指揮	会を代表し、主催する行事を指揮する。
副指揮	総指揮の命を受けて、主催する行事の進行を掌る。 総指揮を補佐し、不在の場合はその職務を代理する。
分所事務員	総指揮の命を受けて、分所の事務を掌る。

２　総指揮は会長の職にあるものをもって充てる。

３　副指揮は会長が会員の中から指名し、理事会において承認の議決を必要とする。

４　分所事務員は会長が委嘱する。

（罰則）

第20条　会員（その構成員を含む。）が事故を起こしたとき、この会則または規約もしくは理事会の議決事項に違反したとき、その他不誠実な行為によりこの会の名誉を棄損したときは、以下により罰則し、会長はその内容について会員（その構成員を含む。）に対して処分通知書（様式第７号）により通知するものとする。

注　　意	部長会の議決により、口頭または文書により注意する。
参加停止	部長会の議決により、この会が主催する行事の参加及び会場の立ち入りを停止させる。
資格停止	部長会の議決により、会員の資格について期間を定めて停止させる。
退会勧告	理事会において出席理事の過半数の賛成により、期限を定めて退会届を提出するよう勧告する。
除　　名	退会勧告の処分を受けた会員が期限までに退会届を提出しなかったとき、または理事会において出席理事の３分の２以上の賛成により、会員としての地位を失わせる。 再び入会することはできない。

２　会長は、前項の処分に併せて、会員（その構成員を含む。）から改善計画（様式第８号）を提出させることができる。

３　処分の対象となる会員は、第１項の議決に際し、議場から退席しなければならない。

（専決）

第21条　理事会の議決を必要とする事項（賛成数の定めがあるものを除く。）について、理事会を招集する暇がないときは、会長は、その事項を処分することができる。

２　前項の規定による処分について、会長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。
３　前項の場合において、承認の議決が得られなかったときは、その処分の効力を失う。

（改正）
第22条　この会則の改正は、理事会において出席理事の過半数の賛成を必要とする。
２　改正案は、第 13 条第１項に規定する部長会の決議をもって会長が提出するもののほか、理事３名以上の賛成を得た理事がこれを提出できるものとする。

（会計）
第 23 条　この会の会計は会費及び協賛金、補助金、その他収入をもって充てる。
２　会計部は事業年度における決算書を作成し、定時理事会開催の２週間前までに監事による監査を受けなければならない。

（会費）
第 24 条　会費について、対象及び金額は、次の表のとおりとする。

対　　象	金　　額
例祭における山車を運行する会員	事業年度につき、23,000 円
例祭における神輿を運行する会員	事業年度につき、15,000 円

（事業年度）
第 25 条　この会の事業年度は１月１日から 12 月 31 日までとする。

（書類の保存期間）
第 26 条　この会に関する書類（電磁的記録を含む。）の保存期間は５年間とする。

（表彰）
第 27 条　会長は、この会の向上発展に特に功績のあった個人または団体に対して、理事会において出席理事の過半数の賛成により、これを表彰することができる。

（弔慰）
第 28 条　会長は、この会の向上発展に功績のあった会員の構成員（構成員であった者を含む。）の死亡に対して弔慰金をおくることができる。

2　弔慰の対象及び金額は、次の表のとおりとする。

対　　象	金　　額
(1)会長	10,000 円以内
(2)理事または監事、もしくは平成 24 年５月 10 日以前に副会長、事務局長、講理事、推薦理事のいずれかの職にあった者	5,000 円以内
(3)上記以外で特に弔慰を表する必要があると認められる会員	3,000 円以内

3　前項の表第３号による支出の執行は、理事会の議決を必要とする。

附　則

この会則は、平成 12 年６月 28 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 14 年６月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成 15 年５月 30 日から施行する。

附　則

この会則は、平成 19 年６月 27 日から施行する。

附　則

1　この会則は、平成 24 年５月 10 日から施行する。

2　この会則第 25 条に規定する事業年度について、平成 24 年度に限り、平成 24 年５月１日から平成 25 年３月 31 日までとする。

附　則

この会則は、平成 25 年４月 30 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。ただし、第５条第６項については、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成 27 年４月 17 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成 27 年８月４日から施行する。

（改正に伴う経過措置）

2　第 25 条については、平成 29 年度に限り、４月１日から 12 月 31 日までとする。

附　則

この会則は、平成30年４月13日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月23日から施行する。

別表第１　会の印章及び受付印（第１条第３項関係）

種　　類	様　　式	印材	書　体	寸　　法	管 守 者	個数
会　　印	大館神明社例祭余興奉納実行委員会之印	ゴム	楷書体	方 22 ミリメートル	総務部長	1
会 長 印	大館神明社例祭余興奉納実行委員会長之印	ゴム	楷書体	方 22 ミリメートル	総務部長	1
会長職務代理者印	大館神明社例祭余興奉納実行委員会長職務代理者之印	ゴム	楷書体	方 22 ミリメートル	総務部長	1
受 付 印	受付 No. 年　月　日 大館神明社例祭余興奉納実行委員会	ゴム	明朝体	丸 30 ミリメートル	総務部長	1

様式第１号　入会申込書（第３条第２項関係）

入　　会　　申　　込　　書

年　　月　　日

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会長　　様

私は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則第２条の目的に賛同したうえで、下記のとおり入会を申し込みます。

ふ　り　が　な	
団　　体　　名	
ふ　り　が　な	
代 表 者 氏 名	印
生　年　月　日	年　　月　　日
住　　所	
電　話　番　号 （自宅・携帯）	
メールアドレス （自宅・携帯）	
勤　　務　　先	

様式第２号　退会届（第３条第４項関係）

退　　会　　届

年　　月　　日

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会長　　様

団体名及び代表者氏名

印

私は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会を退会したいので、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則第３条第４項の規定により届け出します。

退会の理由

様式第３号　理事選出証明書（第７条第３項関係）

年　　月　　日

理　事　選　出　証　明　書

理 事 会 事 務 局 長　様

会員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿講

役　職　実行責任者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

次の者を大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則第７条第３項の規定により大館神明社例祭余興奉納実行委員会の理事に選出したことを証明します。

ふりがな 氏　　名	
住　　所	
電 話 番 号 （自宅・携帯）	
メールアドレス （自宅・携帯）	
選出された日	年　　月　　日

様式第４号　理事代理者選出証明書（第７条第５項関係）

年　　月　　日

理　事　代　理　者　選　出　証　明　書

理 事 会 事 務 局 長　　様

会員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿講

役　職　実行責任者

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

次の者を大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則第７条第５項の規定により大館神明社例祭余興奉納実行委員会理事代理者に選出したことを証明します。

ふりがな 氏　　名	
住　　所	
電 話 番 号 （自宅・携帯）	
選出された日	年　　月　　日
代 理 の 条 件	月　　日に開催される理事会に限る。

様式第５号　議事録（第11条第３項関係）

会　議　名	
開催日時	年　　月　　日　　時
開催場所	
出　席　者	
議事及び 議決内容	
作　成　者	

標記の会議について、上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

議　　長

署　名　者

議長及び署名者による署名が無いものは無効である。

様式第６号　投票用紙（第 11 条第５項関係）

大館神明社例祭余興奉納実行委員会　投票用紙

賛　成

反　対

右記の「賛成」「反対」いずれか○で囲むこと。

大館神明社例祭余興奉納実行委員会

大館神明社例祭余興奉納実行委員会之印

様式第７号　処分通知書（第 20 条第１項関係）

処　　分　　通　　知　　書

年　　月　　日

様

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会長

あなたに対する処分について、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則第 20 条第１項及び第２項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

処　分　の　種　類	注意　　参加停止　　資格停止　　退会勧告　　除名
処　分　の　期　間 （該当する場合のみ記載）	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
勧　告　の　期　限 （該当する場合のみ記載）	年　　月　　日まで
反省文及び改善計画書の提出の有無 （該当する場合のみ記載）	
処　分　の　理　由	

様式第８号　改善計画書（第 20 条第２項関係）

改　善　計　画　書

年　月　日

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会長　様

団体名及び代表者氏名

印

年　月　日付であった処分において指摘されたことについて、下記のとおり改善の計画を提出します。

計画の達成期限	年　月　日
計画内容	※この欄で不足の場合は、別紙に記載してください。